

厚木市委託化等導入に関するアクションプラン
(令和5年度～令和7年度)

令和5年3月
厚 木 市

1 アクションプランの趣旨

このアクションプランは、令和5年3月に改訂した「厚木市委託化等導入に関するガイドライン」に基づき、令和5年度から令和7年度までの間で委託化等の検討を行う事業等（以下「委託化等検討事業」という。）を位置付けるとともに、業務分類、取組手法、業務内容、スケジュール、目標等を設定したものです。

委託化等検討事業の選定に当たっては、これまでの「委託化等推進のための基本方針」及び「委託化推進プラン」での取組状況や他市の事例等を踏まえ選定しました。

今後、このアクションプランに基づき民間活力の活用を推進することにより、市民サービスの向上及び人件費等経費の削減を推進します。

2 取組事業一覧

No	事務事業等名	担当課	業務分類	取組手法	新規 継続
1	市立保育所給食調理業務	保育課	③	委託化	継続
2	資源とごみの収集業務	環境事業課	④	委託化	継続
3	市道路維持管理・補修等業務	道路維持課	④	委託化	継続
4	償却資産申告書 印刷・封入封緘等業務	資産税課	②	委託化	新規
5	小学校水泳指導業務	教育総務課	③	委託化	新規
6	市民課・国保年金課窓口業務	市民課 国保年金課	②	委託の集約化	新規
7	窓口等業務	市民課 国保年金課 介護福祉課ほか	②	委託の集約化	新規
8	ぼうさいの丘公園 維持管理運営業務	公園緑地課	④	指定管理	継続
9	斎場維持管理運営業務	市民課 斎場管理担当	④	指定管理又は 委託化	継続
10	アミューあつぎ 維持管理運営業務	文化生涯学習課、 商業にぎわい課	④	指定管理又は 委託化	継続
11	市営住宅維持管理運営業務	住宅課	④	指定管理又は 委託化	継続
12	新庁舎、(仮称)未来館及び中央図 書館複合施設の 維持管理運営業務	市街地整備課 青少年課 中央図書館	④	指定管理又は 委託化	継続
13	あつぎ郷土博物館 維持管理運営業務	文化財保護課	④	指定管理又は 委託化	継続

※業務分類・・・①専門非定型業務、②専門定型業務、③汎用非定型業務、④汎用定型業務

番 号	1		
事業等名	市立保育所 給食調理業務	課等名	保育課
業務分類	③汎用非定型業務	取組手法	委託化
検討する 業務内容	市立保育所（4か所）の食物アレルギー児等の対応を除く一般的な給食調理業務について、委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	委託化の検討	委託化の検討 （検討結果のまとめ）	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次厚木市定員管理方針では、業務委託化の進捗に併せて、ごみ収集業務員、給食調理員等、現業職の退職者は、原則として不補充としている。 ・令和4年4月1日現在、10人の給食調理員（職員7人、再任用3人）が配置（相川3人、小鮎2人、玉川2人、南毛利3人）されているが、令和5年度以降再任用の任用期間が終了する。 ・学校給食調理員の今後の配置計画も踏まえた検討が必要である。 		

番 号	2		
事業等名	資源とごみの収集業務	課等名	環境事業課
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	委託化
検討する 業務内容	資源とごみの収集体制の見直しを踏まえ、収集業務の委託を順次拡大する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	委託の拡大	委託の拡大	委託の拡大
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次厚木市定員管理方針では、業務委託化の進捗に併せて、ごみ収集業務員、給食調理員等、現業職の退職者は、原則として不補充としている。 ・令和元年に金田、まつかげ台、小野をモデル地区として、もえるごみの戸別収集を実施し、昨年より厚木北、厚木南、依知南地区の全域にモデル地区を拡大している。 ・今後の資源とごみの収集体制の見直しに併せ、委託を順次拡大する必要がある。 		

番 号	3		
事業等名	市道維持管理・ 補修等業務	課等名	道路維持課
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	委託化
検討する 業務内容	市道の効果的・効率的な維持管理等運営体制及び災害時における対応体制の検討に併せ、委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	委託化の検討 (検討結果のまとめ)	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次厚木市定員管理方針では、業務委託化の進捗に併せて、ごみ収集業務員、給食調理員等、現業職の退職者は、原則として不補充としている。 ・近年の頻発する記録的な大雨や大型化する台風などの風水害が発生しているほか、大規模地震の発生が危惧されているなど、発災時における緊急配備体制の充実・強化が必要となっている。また、専門的な知識技能を有する技能労務職員の必要性について再検討する必要がある。 ・令和4年4月1日現在、12人の技能労務職員（職員10人、再任用2人）が配置されているが、令和6年度及び7年度に再任用期間が終了する。 ・技能労務職員の今後の配置計画も踏まえた検討が必要である。 		

番 号	4		
事業等名	償却資産申告書印刷・ 封入封緘等業務	課等名	資産税課
業務分類	②専門定型業務	取組手法	委託化
検討する 業務内容	償却資産申告書印刷・封入封緘等の業務について、委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	委託化の検討 (検討結果のまとめ)	委託化の実施	委託化の実施
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・検討業務については、11月からの約1か月間、職員（約6人／1日）が作業しており、手作業による誤送リスクのほか、日中に申告書処理や調査等ができないため時間外の増加や仕事の遅滞など事務に支障をきたす要因となっている。 ・現状における課題を踏まえ、当該事務に係る民間事業者のノウハウを活用しつつ、より安価でかつ効果的な手法等について検討する。 		

番 号	5		
事業等名	小学校水泳指導業務	課等名	教育総務課
業務分類	③汎用非定型業務	取組手法	委託化
検討する業務内容	各市立小学校の教職員が行っている水泳指導について、委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	・委託化の検討 (検討結果のまとめ) ・委託化の準備	委託化の実施	委託化の実施
検討に当たっての留意点	・令和6年度からの委託化の実施に向けて、令和4年度に策定するプールの在り方の方針に基づき、庁内での検討及び準備を進める。		

番 号	6		
事業等名	市民課・国保年金課 窓口業務	課等名	市民課 国保年金課
業務分類	②専門定型業務	取組手法	委託の集約化
検討する業務内容	市民課及び国保年金課の窓口業務の委託について、集約化を検討する。 (審査業務を除く、受付、発行、入力、交付、封入・封かん及び発送等の業務)		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	・仕様書の検討 ・事業者選定手続	・事業者選定手続 ・委託の集約化	・委託化の効果検証 ・次期委託方法検討
検討に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎1階の市民課及び国保年金課の窓口業務委託を一本化することにより、総合窓口を見据えた一部代理受付機能が可能となり、これまで以上に業務の連携が円滑に行われ、市民サービスの向上が見込まれる。また、閑繁期や時間帯に応じて柔軟に人員配置をすることができるなどの効率的な運営も期待ができる。 ・現在の事業者決定方法を見直し、市民課窓口業務に対する理解度や従事者の確保策、個人情報保護に対する取組を重視するとともに、質の高い接遇等を実現するため、価格による競争ではなく、事業に対する理解度やリスク対策、市民サービス向上のための方策等、事業者の持つノウハウを最大限活用する選定方法として、プロポーザル方式による事業者選定を検討する。 		

番 号	7		
事業等名	窓口等業務	課等名	市民課、国保年金課、介護福祉課ほか
業務分類	②専門定型業務	取組手法	委託の集約化
検討する業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎における総合窓口導入に向け、総合窓口所管課で取り扱う業務の運用方法として、委託化を検討する。 ・現在、市民課、国保年金課及び介護福祉課でそれぞれ契約している窓口業務委託の集約化等を検討する。 		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の調整 ・委託集約化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の調整 ・委託集約化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の調整 ・委託集約化の検討
検討に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口導入により増加する業務の担い手として、市民課窓口業務委託の拡大を検討する。 ・各課で行っている窓口業務委託について、集約化による市民サービス向上や経費面でスケールメリットについて検討する。さらに、現在、委託化していない業務についても、委託の拡大・集約化の検討に併せて改めて精査する。 		

番 号	8		
事業等名	ぼうさいの丘公園維持管理運営業務	課等名	公園緑地課
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	指定管理
検討する業務内容	ぼうさいの丘公園の維持管理・運営業務について、荻野運動公園指定管理者制度の導入を踏まえ検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	指定管理者制度導入検討 (検討結果のまとめ)	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境みどり公社と締結している「災害時の初動体制に係る覚書」に基づく連携体制も踏まえ、平常時における魅力ある公園の創出するための効果的な維持管理・運営手法について検討する。 ・ぼうさいの丘公園単独での指定管理者制度の導入に限らず、荻野運動公園との一体的な導入についても検討する必要がある。 ・荻野運動公園の指定管理期間が令和7年3月31日までとなっており、令和6年度には次期指定管理者の選定手続を行うため、令和5年度中に検討結果をまとめる。 		

番 号	9		
事業等名	斎場 維持管理運営業務	課等名	市民課 斎場管理担当
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	指定管理又は委託化
検討する 業務内容	斎場の維持管理・運営業務について、指定管理者制度導入又は委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	指定管理者制度導入 又は委託化の検討 (検討結果のまとめ)	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会と締結した「斎場施設整備に係る基本協定書」を踏まえ、指定管理者制度導入については、慎重に検討する。 ・委託可能な業務については、住民雇用対策と合わせて、委託化の可能性を検討する。 ・現在、複数年にわたり債務負担行為を設定している自家用電気工作物保安管理業務委託の契約期間が令和7年11月となっているため、令和5年度中に検討結果をまとめる。 		

番 号	10		
事業等名	アミューあつぎ 維持管理運営業務	課等名	文化生涯学習課 商業にぎわい課
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	指定管理又は委託化
検討する 業務内容	現在、委託化しているアミューあつぎの維持管理及び商業施設の運営管理業務について、指定管理者制度の導入又は委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	指定管理者制度導入 又は委託化の検討 (検討結果のまとめ)	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、委託契約をしているビルマネジメント業務（BM＝建物の維持管理）及びプロパティマネジメント業務（PM＝商業施設の運営管理）が、令和7年9月末で契約満了となるため、令和7年10月以降の管理運営手法について、令和5年度中に検討結果をまとめる。 		

番 号	11		
事業等名	市営住宅 維持管理運営業務	課等名	住宅課
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	指定管理又は委託化
検討する 業務内容	市営住宅 12 団地 481 戸の維持管理・運営業務について、指定管理者制度の導入又は委託化（現在の委託範囲の再検討、包括管理委託）を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	指定管理者制度導入 又は委託化の検討 （検討結果のまとめ）	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は、住宅に困窮している低額所得者のために建てられた住宅であることから、入居者が安心して生活を送ることができるための効果的な維持管理手法を採用することが必要である。 ・現在の委託範囲についての再検討に併せて、指定管理者制度導入について検討する。 		

番 号	12		
事業等名	複合施設（新庁舎、（仮称）未来館及び図書館）の維持管理運営業務	課等名	市街地整備課 青少年課 中央図書館
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	指定管理又は委託化
検討する 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎機能については、公の施設ではないため、維持管理業務の委託化を検討する。 ・連携機能、（仮称）未来館及び中央図書館については、維持管理運営業務の指定管理制度の導入又は委託化を検討する。 		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	指定管理者制度導入 又は委託化の検討 （検討結果のまとめ）	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い市民サービスの提供に向けた運営手法とするため、コストや管理面でのメリットを整理するなど、効果的・効率的な管理運営手法を検討する。 ・令和9年度の供用開始に向け、令和5年度中には検討結果をまとめる。 		

番 号	13		
事業等名	あつぎ郷土博物館 維持管理運営業務	課等名	文化財保護課
業務分類	④汎用定型業務	取組手法	指定管理又は委託化
検討する 業務内容	あつぎ郷土博物館の維持管理・運営業務について、指定管理者制度の導入 又は委託化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	指定管理者制度導入 又は委託化の検討 (検討結果のまとめ)	検討結果に基づく手続	検討結果に基づく手続
検討に当たって の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方々に来館していただける魅力ある施設運営に向けた効果的な管理運営手法を検討する。 ・指定管理者制度については、他市からの聴き取りでデメリットや課題もあることから、メリット・デメリットを整理しながら、慎重に検討する。 ・現在、長期継続契約している警備委託の契約期間が令和6年10月となっているため、令和5年度中に検討結果をまとめる。 		

厚木市委託化等導入に関するアクションプラン

(令和5年度～令和7年度)

令和5年3月

厚木市 政策部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電 話 (046) 225-2160

FAX (046) 225-3732

URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

e-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp